

印鑑登録の手続き

市役所で登録した印鑑は実印といわれ、個人の財産処分などに使用する重要なものです。登録手続きは次のとおりです。

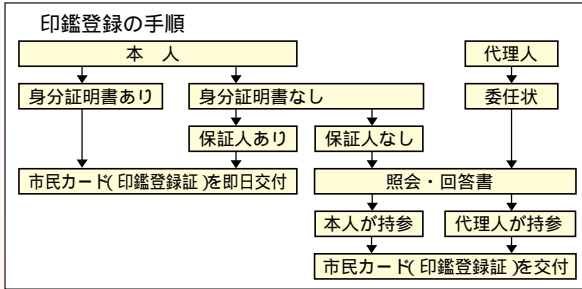
《印鑑登録の申請》

本人の場合

用意する物 登録する印鑑と運転免許証やパスポートなどの官公署が発行した写真付きの証明書

本人確認できる証明書がない場合は、既に印鑑登録している人が、保証人として、申請者が本人であること、申請書内の保証書に登録番号と登録印鑑を押し印することによって、即日交付できます。

そのほかの場合、本人確認のため、申請者に照会・回答書を送付します。期日までに申請した窓口へ持参してください。



代理人の場合

用意する物 申請者の印鑑、申請者が作成した委任状(市役所本庁市民課、または各支所住民生活課に用意)、代理人の印鑑、代理人本人であることが確認できる物

申請後、申請者に照会・回答書を送付しますので、期日までに申請した窓口へ持参してください。

《照会・回答書》

本人が持つてくる場合

用意する物 照会・回答書、登録印鑑、本人確認できる物

代理人が持つてくる場合

用意する物 照会・回答書、登録印鑑、委任状、代理人の印鑑、代理人本人であることが確認できる物

《市民カードの交付と証明》

登録が終わると、市民カード(印鑑登録証)を渡します。印鑑登録証明書が必要なときは、必ずカードを持参してください。カードがあれば、委任状は不要です。

《暗証番号の登録》

暗証番号の登録は、本人申請が必要です。登録すると、自動交付機(市役所本庁北側)で印鑑証明書、住民票、税証明など(戸籍謄・抄本を除く)の交付が受けられます。

問い合わせ先 市民課(☎084867)

6047 0848 676062

介護保険

【保険料の額】

第1号被保険者の保険料は、介護保険事業にかかる給付費と被保険者数をもとに算出されます。

平成18年度から高齢者の非課税措置が廃止になりました。市民税課税になり、介護保険料段階が上がった人については、激変緩和措置対象者として2年間の減額があります。

第1号被保険者(65歳以上の人)の保険料

区分	対象	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	22,319円
第2段階	市民税非課税世帯で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	22,319円
第3段階	市民税非課税世帯で、第2段階以外の人	33,479円
第4段階	市民税課税世帯で、本人は非課税の人	44,639円
第5段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の人	55,798円
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の人	66,958円

な財源です。納期限までに納めてください。

特別徴収(年金支給分から自動的に徴収)

対象 老齢年金・遺族年金・障害年金・退職(基礎)年金の年額が18万円以上の人
8月上旬に保険料の通知書を送付します。
4月、6月、8月分の保険料については、今年2月の保険料額と同額です。

確定した年間保険料額から、8月に納めた額を差し引き、残りの額を10月、12月、2月の3回に分けて納付します。

普通徴収(納付書で納付)

対象 老齢年金・退職(基礎)年金の年額が18万円未満の人、老齢福祉年金受給者
今月上旬に、来年2月までに納める保険料の通知書を送付します。
なお、65歳になる人には、誕生日の月以後に納付書を送付します。納付書で納付するか、口座振替を利用してください。

問い合わせ先 市民税課(☎084867) 6031 0848 676132

【保険料納付の方法と納付通知書の発送】
介護保険料は、制度を支える重要な財源です。